

公益財団法人佐藤奨学会 2026年度奨学生 募集要項

1. 応募資格

高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ健康であり、学資の支弁が困難と認められるもの。

2. 奨学金額

高等学校奨学生	月額	11,500円
高等専門学校奨学生	月額	16,000円
大学奨学生	月額	25,000円
大学院奨学生	月額	30,500円

3. 採用予定数

高等学校生	3名
高等専門学校生	1名
大学生	13名
大学院生	1名

4. 支給期間

正規の最短修業年限とする。

2年次以降に支給を受ける場合は残りの修業期間。

5. 奨学金の支給方法

原則として、毎月一定日に本人宛に支給するが、7、8月、2、3月分については2か月分まとめて支給する。また、学校から特別に指示がある場合は学校経由で支給する。

6. 応募方法

必要書類を取り揃えた上、学校担当者経由で提出のこと。

(必要書類)

※指定のフォーマットは、学校から受け取るウェブサイトよりダウンロードすること

- (1) 願書(財団指定フォーマット)
- (2) 在学学校長の推薦書(財団指定フォーマット)
- (3) 成績証明書
- (4) 健康診断書(発行が間に合わない場合は後日提出のこと)
- (5) 家計維持者の収入証明書コピー(家計維持者が複数の場合は全員分)
- (6) 課題(A4用紙1枚、自由記述)

課題内容:「10年後の自分」について

10年後、どのように社会で貢献できる人間になりたいか、A4用紙1枚にご記入ください。絵や写真の貼付可能です。

7. 書類提出期限

大学の指定する期限

8. 結果の通知について

合否にかかわらず、本人、学校宛に結果を通知する。

尚、学内選考を実施した場合は、その結果は学校側から応募者へ合否を通知すること。

9. 奨学生の義務について

奨学生は、以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、奨学金給与規定を厳守すること
- (2) 「奨学生の集い」などの行事に参加すること
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡すること
 1. 留学をする場合
 2. 休学、復学、転学又は退学したとき
 3. 停学、その他の処分を受けたとき
 4. 氏名、住所、メールアドレス、その他重要な事項に変更があった場合
 5. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 毎月（ただし7・8月は7月、2・3月は2月）奨学金の交付を受けた奨学生は、当月末までに奨学金領収書を提出すること
- (5) 毎年度末に、下記の書類を事務局に提出すること
 1. 活動報告書（指定のフォーマット）
 2. 成績証明書
 3. 収入証明書
 4. 進路報告書（卒業生のみ）

10. 奨学金の休止について

休学、あるいは長期に欠席する場合は奨学金の交付を休止する。このような場合は速やかに本会事務局に連絡すること。

11. その他

- (1) 募集は各学校宛に行うため、学校経由で応募すること。直接応募は認められていない。
- (2) 当財団の奨学金は、返還の必要はない。
- (3) 他の奨学金との併願・併用は可能。
- (4) 提出された応募書類は返却しない。

12. 郵送先

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-27

公益財団法人 佐藤奨学会（担当 林・吉田・青沼）

Tel 03-6455-5923 Fax 03-5412-7330

以上